

こども 誰でも 通園制度



1 事業の内容

令和8年4月より、保育所、認定こども園、幼稚園などに通っていないお子様が、利用者の就労要件等を問わず、月10時間を上限として時間単位等で利用できる「東洋町こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を実施します。

こども誰でも通園制度は「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化する」ことを目的とした新しい制度です。

[こども誰でも通園制度について（こども家庭庁）（外部サイト）](#)

2 対象となる方

次の項目の全てに該当するお子様が対象となります。

1. 保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していないこと。
2. 0歳6か月から満3歳未満であること。（3歳の誕生日の前々日まで利用可能）

※利用にあたっては、お住まいの自治体へ給付認定申請を行い、認定証の交付を受ける必要があります。

3 利用時間

月10時間を上限として、利用可能枠の範囲内で利用できます。
（1回あたり最低1時間から、30分単位で利用できます。）

4 利用料金

1時間あたり300円

※家庭の状況によって、負担軽減の対象となる場合があります。

5 利用方法

1 認定申請

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）をご利用いただくためには、認定申請が必要です。

※本制度の「認定」は利用資格に関するものであり、施設での受入可否は別途、各施設により判断されます。

下記の電子申請フォームから申請してください。

※「まずは利用申請から！」で「高知県＞東洋町」を選択のうえ、申請してください。

[こども誰でも通園制度総合支援システム「つうえんポータル」](#)（外部リンク）

2 認定申請後の流れ

【認定申請から登録までの流れ】

認定申請	必要事項を入力の上、電子申請フォームより申請してください。
町による審査	申請内容を確認します。（1週間程度お時間をいただきます。） 不備があった場合は、町から確認の連絡をすることがあります。
認定決定・ アカウント発行	認定後、「こども誰でも通園制度総合支援システム」のログインIDが発行されます。届いた案内に沿ってログインし、認定証を確認してください。 ※利用認定申請時に登録したメールアドレスあてに「アカウント発行のお知らせ」が送信されますので、メールが届かない場合はお問い合わせください。 ※認定を受けた時点では、利用する施設が決まるものではありません。
「こども情報」 の登録	施設を利用するにあたり、必要な情報（「食事・アレルギー情報」、「病気・予防接種の状況」、「発育情報」）を総合支援システムに登録をお願いします

3 初回面談

施設を初めて利用する場合は、施設との初回面談が必要となります。

総合支援システムより、利用を希望する施設へ初回面談の申請を行ってください。

4 利用予約

面談が終了した施設については、総合支援システムで利用予約が可能となります。

施設の空き状況を確認して、希望する日時の利用予約の申請を行ってください。

6 実施施設

こども誰でも通園制度・実施施設一覧

施設名	所在地	開所日	利用可能時間	連絡先
甲浦保育園	東洋町大字河内 198 番地	火・木曜日	9:00～11:00 13:00～15:00	08 8-729-2310

7 キャンセル

利用予約をキャンセルする場合は、すみやかにつうえんポータルによりキャンセル手続きを行うとともに、施設に必ず連絡をしてください。

利用予約日の前日 12:59 以降にキャンセルを行った場合や無断キャンセルは、利用時間(月10時間)が消費されます。

ご利用にあたり、「東洋町乳児等通園支援事業の利用に関するキャンセルポリシー」（別紙）の遵守をお願いします。

[東洋町乳児等通園支援事業の利用におけるキャンセルポリシー](#)(Word ファイル: [KB](#))

8 その他

町外へ転居する場合や保育所等への入所が決定した場合など、東洋町のこども誰でも通園制度の利用条件を満たさなくなる場合は、「乳児等支援給付認定消滅届」の提出が必要となります。

また、住所を変更した場合など、認定内容に変更があった場合は、「乳児等支援給付認定変更届」の提出が必要となります。申請書につきましては、役場住民課までご連絡ください。

8 一時預かりとの違い

一時預かり事業は、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、子ども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な体験を通じて、子どもが成長してくるように、子どもの成長を応援することが主な目的です。

【 利用手続きの流れ 】



この記事に関するお問い合わせ先

役場住民課へのお問い合わせ

〒781-7414

高知県安芸郡東洋町大字生見 758-3

電話番号：0887-29-3394

[メールフォームによるお問い合わせ](#)